

議事概要

会議の名称	第1回（仮称）三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会
開催の日時	令和2年6月26日（金）10時00分～11時30分
開催の場所	三田市役所本庁舎3階庁議室（テレビ会議）
出席した附属機関等の委員の名前	勝木洋子座長、石元清英副座長、玉木幸則委員、吉田万里委員、楊梓委員、神原文子委員、福島健太委員、大東真弓委員、入江貢委員
出席した庶務職員の職及び名前	（事務局） 入江福祉共生部長、岸本共生社会推進室長、中田人権推進課長、今中人権推進課係長、西尾行政管理室長、印藤市民協働室長、外岡学校教育課次長、谷口まちづくり協働センター所長、鶴障害福祉課長、山本学校教育課長
傍聴者の人数	0人
議題等	懇話会の概要説明と条例策定に向けて
会議の概要（結論等）	議事概要参照
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	別紙のとおり
連絡先	福祉共生部共生社会推進室人権推進課 電話 079（559）5148

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

（事務局）

ただいまから第1回、（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会を開会いたします。よろしくお願いいたします。私は本日司会を務めさせていただきます。共生社会推進室室長の岸本と申します。皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご参加を賜りまして誠にありがとうございます。本日の傍聴でございますが、三田市附属機関等の会議の傍聴要綱に基づきまして会議を公開としておりますが、今のところ傍聴者はおられません。本日は庁議室で皆様にインターネットで接続し、テレビ会議の方法で会議を開催させていただいております。また発言者の映像が自動的に大きく写される仕組みとなっております。なお、同じスクリーン（映像）を傍聴者用に302A会議室で見ただけの設定をさせていただいておりますので併せてご報告をさせていただきます。それでは（仮称）三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会の開催にあたり森哲男 三田市長からご挨拶を申し上げます。

（市長挨拶）～省略～

（事務局）

ありがとうございました。本日は第1回の会議でございますので、ご参加の委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介の順番でございますが、事前に送付させていただいている資料1頁、構成員の名簿順をお願いいたします。先ほど市長の挨拶にもございましたがこの会議につきましては、あらかじめ勝木委員に座長を石元委員に副座長をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、最初に座長をお願いしております勝木座長より自己紹介をよろしくお願いいたします。

（座長）

以前、三田市人権のまちづくり推進委員会に関わらせていただきました。そのご縁から今回、委員として協力させていただくこととなりました。

（事務局）

ありがとうございました。次に副座長をお願いします。

（副座長）

昨年の3月まで関西大学で人権問題を教えておりました。三田市には特に深い縁があるというわけでもありませんので皆さんからいろいろと教えていただきながら副座長の務めを果たしていきたいと思っております。専門は、部落問題です。

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

（事務局）

ありがとうございました。名簿順に、自己紹介をお願いいたします。

（委員）

3月まで、西宮市社会福祉協議会に在籍しておりました。今は、社会福祉協議会を退職して、兵庫県相談支援ネットワーク代表理事として相談支援業務を行っています。障害のある人もない人もその人らしく暮らすための相談支援活動をしています。三田市との関わりでは、障害者虐待に係る対応検証委員会の委員をやっておりました。

（事務局）

続いて、お願いいたします。

（委員）

専門はLGBTです。三田市との関係では、第7期三田市人権のまちづくり推進委員会の委員でもあり、三田市人権と共生社会に関する意識調査策定に関わらせていただきました。

（事務局）

続いて、お願いします。

（委員）

人と防災未来センターの主任研究員です。専門は、防災ということで、災害時の外国人対応と多文化共生です。中国から来日しました。日本では、東日本大震災などの災害の調査に行きました。外国人が災害時の生活に関して課題が見えました。昨年、三田市で三田市人権を考える会の研修講師として講演をさせていただいております。

（事務局）

続いて、お願いします。

（委員）

今年の3月まで、神戸学院大学に勤務しておりました。専門は社会学です。現在、第7期三田市人権のまちづくり推進委員会委員長をしており、三田市人権と共生社会に関する意識調査の策定に関わらせていただきました。このアンケート

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

調査の結果を（仮称）人と人との共生条例へ反映させていただければと思っております。

（事務局）

続いて、お願いします。

（委員）

西宮市で弁護士をしております。障害のある人の支援センターの運営に関わらせていただいております。虐待対応などの業務に関わっております。高齢者障害者の権利支援に関する委員会に所属しており、その関係で差別解消法の推進等に関わらせていただいております。三田市では、三田市障害者差別解消条例の制定における委員にも就任していました。

（事務局）

続いて、お願いします。

（委員）

三田市人権を考える会の副会長に就任しています。10年ぐらい前に三田市人権を考える会の前身である三田市同和教育研究協議会で会長をしていました。子ども食堂をしたり子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

（事務局）

続いて、お願いします。

（委員）

三田市の人権のまちづくりの推進につきまして、日ごろから先生方には多くのご支援・ご協力を賜っておりありがとうございます。三田市では、人口減少、超高齢化社会の中、多くの行政課題への対応に取り組んでいます。この様な中で、人権を尊重したまちづくりが求められており、委員の皆様のご意見を聞かせていただいております。条例を策定してまいりたいと思います。

（事務局）

続きまして、本日出席をしております事務局の職員でございますが、一人一人を映写することができませんので、私の方から所属と名前を読み上げて紹介をさせていただきますのでよろしくお願いたします。（事務局紹介）

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

市長は、公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。それでは、ここからの議事の進行でございますが、勝木座長にお願いをしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

（座長）

次第により、懇話会の概要を事務局から説明させていただきます。

（事務局）

資料1の説明（資料1・・・1頁 読上）

（座長）

ありがとうございました。

事務局から、条例の策定にかかる懇話会設置の趣旨とスケジュールを説明していただきました。これに関して何か質問はありますか。10月までの期間ということで、非常にタイトなスケジュールですが、スピード感をもって取り組んでいきたいと思っております。皆さんの質問とかご意見がないようでしたら、次第の4に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料2の説明（資料2・・・2頁～6頁 読上）

（座長）

どうもありがとうございました。過去の事例・事案や今まで実施されてきた事案等ご説明をしていただきました。それから新しく制定するための条例に関するアウトラインや全般のイメージを説明していただきました。今までのところで何か質問はありますか。

（委員）

条例の構成で気になった。資料2の論点の確認において、条例全体の構成と盛り込む内容についての構成のイメージとして、「1. 全文」、「2. 目的」、「3. 定義」、「4. 条例の位置づけ」、（5. 基本理念以下省略）として構成の骨格が項目としてあげられている。事務局提案では、「3. 定義」の後に「4. 条例の位置づけ」という構成をされているのですが、中身としての定義に入る前に、条例の位置づけを先に説明する必要があると考えるので、「3. 定義」「4. 条例の位置づけ」を「3. 条例の位置づけ」「4. 定義」の順にした方がよい。それからもう一点。「5. 基本理念」と書かれているところなんで

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

すけれども確かにこの条例自体は現実的な条例（実効性を伴う条例）になるんだと思う。そこで示し方として、いかなる差別も許さない的内容を書くということになるのでしょうかけれども、また、基本理念というふうに言われちゃうと理念条例のような抽象的なものみたいな感じがし、違和感を覚えました。

（座長）

ありがとうございます。条例全体の構成と盛り込む内容に関するところの構成の項目順位について、ご意見をいただきました。また、構成イメージの5で、基本理念という言い方をすると抽象的すぎるというご意見。（仮称）人と人との共生条例では、具体的に「こうあるべき」ということを定めようとしているのに理念という表現としてしまうと条例がぼんやりしてしまう。とのご意見でした。このご意見は、次回、ディスカッションいたします。

（委員）

9月（第3回懇話会）に意識調査単純集計報告とありますけれども、単純集計では、説明しきれないため、詳細な分析結果を報告させていただくところがない。また、条例における実効性の件ですけど、相談体制におけるワンストップが大事だと思う。差別を受けている人の中には、複合差別（女性であり障害のある人など）を被っている事例も多い。

（座長）

委員が言われたように、会議がもう1回ぐらい増えるということがあっても良いかもしれません。もしくは、ワーキンググループを設定し、そこで、対応してみてもどうか。事務局いかがですか。

（事務局）

できるだけご意向に沿っていきたいと思いますが、全体のスケジュールもありますので、意識調査の報告結果の取り扱い方に関する件は、預らせていただきます。

（委員）

条例の名称に関してですが、三田市の過去の条例を拝見いたしましたが、今回の（仮称）人と人との共生条例は、割とシンプルに感じる。名は、体を表すともいうし、昨今、共生という言葉が安易に使い過ぎているように感じている。そもそも共生という言葉の概念は、生物学における用語。共生という言葉が意味する良

第1回 (仮称)人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

イメージだけを使っている言葉が今使われている「共生」であると思う。次回以降の会議では、他市の条例の名称を参考にしながら、意見交換したい。

(委員)

「人権」という単語が入らないと、まちづくり基本条例と(仮称)人と人との共生条例との違いがわからない。「人権」という単語が入っていると条例の目的がわかりやすくなると思う。条例の名称に関して、議論する機会はあるんですか。

(座長)

事務局いかがですか。

(事務局)

検討させていただきます。

(座長)

例えば男女共同参画条例でも、それぞれの市によって名称が違いますから、例えば尼崎市でしたら、男女共同参画社会づくり条例とかっていうふうになっている。それぞれの特色のある名称がついているので、そこも考えながら、そして人権の内容もたくさん含んだという名称を考えたいと思いますので、ぜひその時間をとっていただけたらと思います。

あと、今後の進め方については、いかがですか。

(副座長)

条例を具体化したたたき台で検討する際に、どのようなものがこの懇話会に資料提供されますか。

(事務局)

今後の進め方や資料提供のあり方については、先ほど説明した、スケジュールに従って各議題について、学識者からのご意見をいただく場として考えています。また先ほど名称についても検討の時間を持っていただけたらなというご意見もいただいております。そういった視点で、今後皆様にご意見を出していただきたいと思います。

(委員)

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

全ての分野を網羅した条例であるなら、ワンストップの窓口は大切。ヘイトスピーチやネットによる中傷など、これまでにあまり議論されていない差別についても対象となるようにすべきと思う。

（委員）

相談のワンストップは、大事だと思う。私は、内閣府における委員にも在籍しているが、障害者施策における相談体制の在り方に関しての見直しも今行っている。条例の実効性を考える上で、理念だけで終わってしまうと絵に書いた餅になってしまう。そうならないために、どういう仕掛けを作っているのか。今後協議を進めていく必要がある。

また、議事録については、会議が公開なわけですから、議事概要というよりも全文公開の方が良い。

（座長）

実効性、議事録の取り扱いについて、ご意見をいただきました。先ほど委員からのご提案もあったように、こんなふうに順番を変えた方がいいよとかこんなアイデアがあるというふうにもありましたら今日全体を見てみて、ご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

（副座長）

条例の論点について、3ページに示された構成のイメージだけの表だけでは議論できないと思う。何か他のものを事務局の方で用意していただけるのか知りたい。

（座長）

事務局、お願いします。

（事務局）

今皆様がおっしゃった内容のご提示できるような資料を検討し作成しようとしています。事前に作成しました資料は送付させていただいて、当日ご意見をいただけるようにしたいなというふうには考えております。

（座長）

他にご意見とかご質問ございませんでしょうか。

（委員）

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

条例の策定にあたっては、多くの市民に関わってもらいたい。このため、人権さんで策定の経過報告をすとか、Facebook等のSNSで取り組み状況を発信していくとかされてはどうですか。

（委員）

この懇話会の取り組みに関する市民の皆様への情報発信として、条例案のパブリックコメントだけではなく、途中の経過を「人権さんだ」等でお知らせすると同時に、市民の方々からご意見をいただける機会をつくるようにしてはどうでしょうか。

（座長）

他にご意見いかがでしょうか。

（委員）

条例が絵に書いた餅にならないためにとりましたが、どのように実効性を確保していくのか。この条例の実効性の部分をどういうふうに表示していくのか。他の自治体とかでは差別禁止条例とかが出て来ているところです。今回そういうタイトルではないんですけど、いろんな理念とか、こういった人権共生社会、その多様性を大事にしていこう。だけどそれができなかった場合は、どういうふうに事業を持っていこうよっていうことを、自分なりにいろいろ調べてみたい。ワンストップのお話も本当がいい。例えば性犯罪被害者の人たちが相談する窓口へ行っても、相談したらそれはちょっとこの窓口じゃないですよ、と言われてしまったりとかDVだとかそういうことが全然考えられてなかったりとかする。そういったこととかも包括的に相談できるような、サポートに繋がっていくことが必要だよっていうことは、すごくLGBTの人権活動家同士でも話している。そういったことを実際の施策にも繋げていけるような状況があれば良い。

（座長）

実効性の中で書き方として調査研究をすとかって書いてしまえば毎年調査研究しないといけないですし、苦情処理を入れるとか、学校教育の中で、学習してもらおうとかっていう書き方を入れることによって、ずいぶんと変わってくるのかなと思います。

（委員）

平時のワンストップだけでなく、災害時の人権も大切。災害時であっても相談や情報発信ができる機能が大切だと思う。

第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

（座長）

ありがとうございました。だいたい皆さんのご意見を聞きました。それでは、一旦事務局にお返しして次のスケジュール等も説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

（事務局）

次回第2回につきましては7月17日金曜日、午前10時から市役所本庁舎の会議室で開催したいと思います。それから、第3回目の日程につきましては、9月14日、月曜日14時からの開催をお願いをしたいと思います。お待ちしております。

本日の議事録の取り扱いにつきましては、お名前は非公開とさせていただきたいと思っております。事務局で作成後、議事録を全員に一旦確認していただいたのち、勝木座長に最終確認していただき、できるだけ早くホームページにアップするというので、公開していきたいと思っておりますが、この方法についてはそれでよろしいでしょうか。

（座長）

議事録の市ホームページへの掲載については、迅速な対応をお願いします。

皆さん今日は、ありがとうございました。これで、第1回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会を終了いたします。